

I 事業概要

平成22年度の我が国経済は、リーマンショック後の経済危機を克服し、外需や政策の需要創出、雇用下支え効果により持ち直してきたが、昨年夏以降急速な円高の進行等により先行きの不透明感が強まり、また、雇用も依然厳しい状況が続いている。

港運業界においては、輸出入貨物の動きに回復の動きが見られたものの、年度末にかけてその動きは鈍化しており、経営環境は厳しい状況にある。さらに、平成23年3月に起こった東日本大震災の影響も懸念される。

(財)港湾労働安定協会は、昭和60年創立以来26年間、港湾運送事業に従事する労働者の雇用及び生活の安定、職業能力の開発向上並びに労働力確保に関わる諸制度に基づく事業の実施に努め、港湾運送事業者等の要望に応じてきた。

港湾運送事業に従事する労働者の雇用及び生活の安定を目的とした港湾労働者生活保障制度のうち港湾労働者年金については、平成22年度においては、港湾労働者年金受給者延べ27,497人に対して総額33億4,038万円（うち中央助成額20億430万円）の年金を支給した。これら年金助成の財源である労働安定基金については、現下の経済情勢等から将来に亘って制度の円滑な運営を図っていく必要がある。

なお、港運労使が締結した協定に基づき、平成12年5月から年金額を減額したことを不服として、平成21年5月、神戸地方裁判所へ提訴された訴訟については、大阪高等裁判所において控訴棄却されたため、最高裁判所へ上告受理申立をしているところであり、また、平成21年11月及び平成22年6月に神戸地方裁判所へ提訴された訴訟については、係争中である。

能力開発事業については、港湾技能研修センター（豊橋市）において、引き続き施設・機器の整備を行い、基幹的コースである港湾荷役科をはじめ、クレーン運転科、自動車運転科の3科において研修コースを設けて、受講者の勧誘に努め、16コース、1,182名に対し研修を実施した。

六大港の港湾労働者雇用安定センターにおいては、港湾労働法に基づく港湾労働者の雇用の安定及び港湾労働者派遣制度の円滑な推進に資するため、事業主及び派遣労働者等に対する相談・援助、雇用管理者研修、派遣元責任者講習等を実施するとともに、港湾運送に必要な労働力の需給の調整に関する情報の収集、整理及び提供、港湾労働者派遣契約の締結についてのあっ旋等を行った。

以上が事業概要であるが、事業内容の詳細については、以下のとおりである。

II 事業内容

1. 人事について

評議員及び理事・監事について、次のことから改選等を行った。

- ・推薦母体の役員改選によるもの
- ・公益法人指導監督基準等に基づく評議員等の構成割合の見直しによるもの
- ・理事・監事の任期満了によるもの

(資料 1・2 参照)

2. 労働安定基金及び港湾労働法関係付加金収受状況について

労働安定基金及び港湾労働法関係付加金の納入状況については、労働安定基金は26億2,984万円(対前年度比14.7%増)、港湾労働法関係付加金は6億6,883万円(対前年度比15.2%増)、それぞれ納入された。

(資料 3 参照)

3. 港湾労働者年金制度の運営について

- (1) 港湾労働者年金は、年額25万円(うち中央助成額15万円)を年2回(6月及び12月)に分けて支給している。

今年度は、年金受給者延べ27,497人に対し、総額33億4,038万円(前年度33億9,767万円)を支給し、このうち中央助成額は、20億430万円(前年度20億3,862万円)であった。

倒産及び事業廃止による年金受給権者の受給権放棄に伴う抹消者への「見舞金」支給対象者は2社37人(前年度1社11人)で総額1,058万円(前年度330万円)を支給した。

遺族見舞金の支給対象者は222人(前年度190人)で、総額2,700万円(前年度2,455万円)を支給し、このうち中央助成額は1,620万円(前年度1,473万円)であった。

- (2) 今年度における運営実績は、次のとおりである。

イ 登録者数 (単位：人)

年 月 日	人 数
平成23年3月31日現在	12,720

ロ 脱退者数 (単位：人)

対 象 期 間	人 数
平成22年4月1日～平成23年3月31日	926

ハ 受給権者数 (単位：人)

支 給 期 月	受 給 者	待 機 者	合 計
平成22年 6月	13,929	1,474	15,403
” 12月	13,568	1,484	15,052

ニ 受給権新規裁定者数 (単位：人)

裁 定 及 び 裁 定 日	人 数
第102回制度専門小委員会(平成22年 5月19日)	299
第103回制度専門小委員会(平成22年 7月27日)	166
第104回制度専門小委員会(平成22年 10月28日)	195
第105回制度専門小委員会(平成23年 2月 2日)	177
合 計	837

ホ 受給権失権者数 (単位：人)

対 象 期 間	人 数
平成22年4月1日～平成23年3月31日	1,360

へ 年金、遺族見舞金、抹消見舞金支給額

(単位：人・万円)

支給月	年金		遺族見舞金		抹消見舞金	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額
平成22年 6月	13,929	168,519	42	495	—	—
〃 9月	—	—	55	665	—	—
〃 12月	13,568	165,519	71	910	37	1,058
平成23年 3月	—	—	54	630	—	—
計	27,497	334,038	222	2,700	37	1,058
中央助成額		200,430		1,620		

注：「遺族見舞金支給額」欄の人数及び金額は、前回支給月の翌月から当該支給月までの合計額。

4. 能力開発事業について

(1) 港湾技能研修センターにおける研修実施状況

港湾技能研修センターにおける技能研修は、高度の技能習得を行うことを目的として、大型荷役機器等の運転を中心としたコースを実施した。受講希望者の多い「フォークリフト運転技能講習」をはじめ「ストラドルキャリアー操作」コース等の港湾荷役科、「ガントリークレーン運転」、「クレーン運転実技教習」コース等のクレーン運転科及び自動車運転科の計3科、16コースについて研修を行い、研修受講者総数は1,182名となった。

(資料4参照)

(2) 研修受講者の六大港及び地方港別利用状況

研修受講者のうち、六大港からの受講者が12.1%、地方港の受講者が87.9%であった。このうち、主なコースにおける受講者割合は、「ガントリークレーン運転」(六大港31.6%、地方港68.4%)、「クレーン運転実技教習」(六大港24.4%、地方港75.6%)であった。

(3) 研修受講者に対する中央助成額等

研修受講者に対する助成制度は、受講助成として、1人1日の受講について5,000円を、旅費助成として、旅費が5,000円を超える場合において、その超える部分に係る港毎に定める額を、助成支給している。

中央助成総額は、1,633万円、うち受講助成は、405名、1,155万円、旅費助成は、323名、478万円であった。

(4) 研修受講へのPR

各種研修コースへの受講を促進するため、研修のご案内（コースガイド）、研修のしおり及びカレンダー、港湾技能研修センターのポスター等を作成、全国の港運事業者、関係業界団体、労働組合及び官公署を対象に広範に配布する等、港湾技能研修センターのPR活動を行った。

また、各地区港運協会の協力を得て、北海道地区（4港）、日立港、千葉地区（3港）及び兵庫地区（2港）の各事業所を訪問し、港湾技能研修センターの利用促進による受講生拡大に努めた。

(5) 能力開発専門委員会

平成23年1月27日（木）開催の第24回「能力開発専門委員会」において港湾技能研修センターの現状を分析・検討し、平成23年度研修計画について、意見交換を行った。

(6) 豊橋地域職業訓練センターの運営状況

港湾技能研修センターは、豊橋地域職業訓練センター（独立行政法人雇用・能力開発機構委託）としても併設・運営されており、地域の事業者及び労働者が職業能力の開発向上訓練等を行う場合、施設及び機器等を提供する等の支援を行っており、利用者延人数は、合計1,151名であった。

なお、同機構の廃止に伴い、豊橋地域職業訓練センターも平成22年度末をもって廃止となった。また、地域職業訓練センターとしての同機構の財産（研修センター建物の

合築部分の持ち分) は、当協会が無償で譲渡を受けた。

(資料 5 参照)

5. 相談援助等業務について

港湾運送に必要な労働力の確保に資するとともに、港湾労働者の雇用の改善に寄与するため、港湾技能研修センター及び六大港・港湾労働者雇用安定センターにおいて、能力開発の相談・支援、雇用管理改善の相談・指導、研修ニーズの把握・啓発のための事業所訪問等を実施した。このほか、若年層のスキルアップや技能継承と後継者育成のため、若年港湾労働者（新規学校卒業者及び概ね入社後5年以内の者を対象）117名に対し、港湾技能研修センターにおいて若年港湾労働者研修を実施した。

6. 港湾労働者派遣事業について

港湾労働者派遣事業に基づく、厚生労働大臣の許可を受けた派遣元事業所数は295事業所で、派遣対象労働者は9,523名である。

港湾労働者派遣事業に係る港湾労働者雇用安定センターの事業として、次の業務を行った。

(1) 港湾労働者派遣制度の活用推進

港湾労働者雇用安定センターに配置している港湾労働者派遣制度活用推進アドバイザー等により港湾運送事業所及び地区港運協会等関係団体を訪問し、派遣制度の活用推進についての周知活動を実施した。

また、港湾労働者派遣元責任者講習、各種会議等において、「港湾労働者派遣事業を適正に実施するために ― 許可・更新等手続マニュアル ―」を配布する等、派遣制度の適正な活用推進に努めた。

(2) 港湾労働者派遣事業等に係る相談・援助

派遣就業を行う港湾労働者の適正な就業条件の確保と港湾労働者派遣制度の円滑な推進に資するために、港湾運送事業主等に対して、適正な派遣就業の確保、就業条件の明示、責任者の選任等についての相談・援助及び港湾労働者に対する派遣就業についての相談・

援助に努めた。

(3) 港湾労働者派遣事業に係る情報の収集・整理及び提供

港湾労働者雇用安定センターと地区港運協会、派遣元事業所等との連携の強化を図るとともに、派遣元事業所からの派遣状況報告に基づく情報の収集・提供、港湾労働者派遣先事業所からの派遣契約あつ旋申込状況の収集・整理及び情報提供等の拡充に努めた。

(4) 港湾労働者派遣契約の締結についてのあつ旋

港湾労働者雇用安定センターのあつ旋による派遣数は、24,504名で、対前年度比25.2%の増となり、2年ぶりに対前年度を上回った。

(資料 6 参照)

(5) 港湾労働者派遣事業派遣元責任者講習の実施

派遣元事業所の許可要件である派遣元責任者選任の前提となる港湾労働者派遣元責任者講習を実施した。

派遣元責任者講習の実施回数は、10回（前年度10回）、受講者数は384名（前年度457名）であった。

(資料 7 参照)

(6) 雇用管理者研修の実施

企業内において事業主より選任された雇用管理者に対し、職務遂行に必要な知識の習得向上を図るため雇用管理者研修を実施した。

雇用管理者研修の実施回数は、12回（前年度12回）、受講者数は879名（前年度887名）であった。

(資料 8 参照)

7. 港湾労働法の周知について

地区港運協会等関係団体に対し毎年11月に実施される「港湾労働法遵守強化旬間」のポスターの掲示依頼及び労働行政機関との連携の下に港湾パトロールによる啓発活動、雇用管理者研修等各種会議を通じ、港湾労働法の周知・徹底に努めた。